

平成29年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年3月9日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月13日 午前10時00分		
	散 会	3月13日 午後3時25分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	9	山 城 太	10	島 袋 誠
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

## 平成29年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 3 号

平成29年 3 月13日（月曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		諸般の報告	
2	議案第27号	平成28年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
3	議案第28号	平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第29号	平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
5	議案第30号	平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について	説明・質疑 討論・採決

○ 東恩納寛政 議長 皆さん、おはようございます。平成29年第1回今帰仁村議会定例会、ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「諸般の報告」を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による、平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書は、お手元に配付したとおりであります。なお、朗読は省略いたします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時01分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。(再開時刻 午前10時02分)

日程第2. 「議案第27号 平成28年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 おはようございます。

議案第27号

#### 平成28年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成29年3月13日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

#### 平成28年度今帰仁村一般会計補正予算

平成28年度今帰仁村一般会計補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,263万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億4,708万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年3月13日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		564,918	9,397	574,315
	1 村 民 税	172,729	1,600	174,329
	2 固 定 資 産 税	301,456	4,900	306,356
	3 軽 自 動 車 税	28,822	5,497	34,319
	4 市 町 村 た ば こ 税	61,909	△2,600	59,309
3 利 子 割 交 付 金		670	△262	408
	1 利 子 割 交 付 金	670	△262	408
4 配 当 割 交 付 金		1,406	△737	669
	1 配 当 割 交 付 金	1,406	△737	669
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,238	△711	527
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,238	△711	527
6 地 方 消 費 税 交 付 金		139,835	△14,542	125,293
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	139,835	△14,542	125,293
7 ゴルフ場利用税交付金		14,968	△349	14,619
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,968	△349	14,619
9 自動車取得税交付金		7,514	1,261	8,775
	1 自動車取得税交付金	7,514	1,261	8,775
11 地 方 交 付 税		2,086,603	115,254	2,201,857
	1 地 方 交 付 税	2,086,603	115,254	2,201,857
13 分 担 金 及 び 負 担 金		68,853	△1,674	67,179
	1 分 担 金	24,670	△1,028	23,642
	2 負 担 金	44,183	△646	43,537
14 使 用 料 及 び 手 数 料		56,604	△888	55,716
	1 使 用 料	39,930	△888	39,042
15 国 庫 支 出 金		1,181,164	△21,491	1,159,673
	1 国 庫 負 担 金	333,732	△11,206	322,526
	2 国 庫 補 助 金	844,824	△10,296	834,528
	3 国 庫 委 託 金	2,608	11	2,619

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1,171,756	△5,832	1,165,924
	1 県 負 担 金	204,374	△17,086	187,288
	2 県 補 助 金	924,834	11,238	936,072
	3 県 委 託 金	42,548	16	42,564
18 寄 附 金		155,769	11,440	167,209
	1 寄 附 金	155,769	11,440	167,209
19 繰 入 金		297,854	△5,635	292,219
	1 繰 入 金	297,854	△5,635	292,219
21 諸 収 入		331,986	△61,197	270,789
	4 雑 入	153,685	11,901	165,586
	5 受 託 事 業 収 入	177,573	△73,098	104,475
22 村 債		400,861	△11,400	389,461
	1 村 債	400,861	△11,400	389,461
歳 入 合 計		6,834,448	12,634	6,847,082

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		72,704	△680	72,024
	1 議 会 費	72,704	△680	72,024
2 総 務 費		1,099,972	21,972	1,121,944
	1 総 務 管 理 費	956,879	25,664	982,543
	2 徴 税 費	87,240	△1,732	85,508
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	27,833	△1,690	26,143
	4 選 挙 費	25,734	△270	25,464
3 民 生 費		1,812,488	56,740	1,869,228
	1 社 会 福 祉 費	1,142,900	83,494	1,226,394
	2 児 童 福 祉 費	669,588	△26,754	642,834
4 衛 生 費		359,466	1,226	360,692
	1 保 健 衛 生 費	153,651	3	153,654
	2 清 掃 費	205,815	1,223	207,038
6 農 林 水 産 業 費		673,380	25,021	698,401
	1 農 業 費	525,496	23,795	549,291
	2 林 業 費	11,341	△130	11,211
	3 水 産 業 費	136,543	1,356	137,899

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		161,212	△1,641	159,571
	1 商 工 費	161,212	△1,641	159,571
8 土 木 費		1,152,433	△24,842	1,127,591
	1 土 木 管 理 費	14,891	△626	14,265
	2 道 路 橋 梁 費	299,442	△11,137	288,305
	3 河 川 費	52,519	△10,292	42,227
	4 港 湾 費	532,677	△1,347	531,330
	5 住 宅 費	252,904	△1,440	251,464
9 消 防 費		180,550	6,435	186,985
	1 消 防 費	180,550	6,435	186,985
10 教 育 費		858,225	△71,597	786,628
	1 教 育 総 務 費	169,222	△1,295	167,927
	2 小 学 校 費	76,473	△395	76,078
	3 中 学 校 費	29,821	2,258	32,079
	4 幼 稚 園 費	44,889	△2,529	42,360
	5 社 会 教 育 費	309,349	△68,594	240,755
	6 保 健 体 育 費	228,471	△1,042	227,429
歳 出 合 計		6,834,448	12,634	6,847,082

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
2. 総務費	1. 総務管理費	今帰仁村情報セキュリティ強化対策事業	15,951
2. 総務費	3. 戸籍住民登録費	個人番号カード交付事業	726
6. 農林水産業費	1. 農業費	災害に強い栽培施設の整備事業	84,768
6. 農林水産業費	1. 農業費	村づくり交付金事業東部地区	7,674
6. 農林水産業費	3. 水産業費	漁村再生交付金事業	76,384
8. 土木費	2. 道路橋梁費	与那嶺諸志線道路改築事業	123,760
8. 土木費	4. 港湾費	今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業	510,000
8. 土木費	5. 住宅費	村営兼次第2団地新築事業	159,717
10. 教育費	5. 社会教育費	文化的景観保護推進事業	4,589
10. 教育費	5. 社会教育費	渡喜仁浜原貝塚緊急発掘調査	68,580
合 計			1,052,149

第3表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法		
村づくり交付金（西部地区）	千円 1,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えること ができる。	千円 1,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ		
村づくり交付金（東部地区）	3,400	〃			3,400	〃		3,400	〃	政府資金につ
集落基盤整備事業今帰仁西地区	7,300	〃			7,500	〃		7,500	〃	融資条件によ
漁村再生交付金事業	16,800	〃			16,800	〃		16,800	〃	り、銀行その
与那嶺諸志線道路改築事業	24,800	〃			24,800	〃		24,800	〃	他の場合では
村道古宇利線改良事業	10,800	〃			8,800	〃		8,800	〃	その債権者と
村営兼次第2団地新築事業	71,900	〃			71,900	〃		71,900	〃	協定するもの
沖縄振興特別推進交付金事業	58,100	〃			50,200	〃		50,200	〃	融機構資金
史跡今帰仁城跡買上事業	2,100	〃			2,000	〃		2,000	〃	による。ただ
臨時財政対策債	116,961	〃			116,961	〃		116,961	〃	し、村財政の
今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業	76,400	〃			76,200	〃		76,200	〃	都合により据
村道呉我山仲山線	1,900	〃			0	〃		0	〃	置期間及び償
幼保連携一体化施設整備事業（東・西地区）	9,400	〃			9,400	〃		9,400	〃	還期限を短縮
										し、又は繰上
							償還もしくは			
							は、低利に借			
合 計	400,861				389,461		換えること ができる。			

総括、7ページ、8ページ、9ページは割愛いたしまして、10ページから説明をしていきたいと思えますけれども、補正額増減300万円以上のものについてご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

11ページお願ひします。歳入、1款村税、2項固定資産税、1目固定資産税、補正額490万円、これは2節滞納繰越分の増でございます。

12ページ、3項軽自動車税、1目軽自動車税、補正額549万7,000円、これは1節現年課税分でございます。

17ページお願ひします。6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額1,454万2,000円、これは1節地方消費税交付金でございます。

20ページお願ひします。11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億1,525万4,000円の増でございます。これは1節地方交付税によるものでございます。

24ページお願ひします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額、減額の739万1,000円、これは13節こどものための教育・保育給付費負担金が主な要因となっております。続きまして、5目保険基盤安定負担金、減額の353万4,000円、これは1節保険基盤安定負担金によるものでございます。

25ページお願ひします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、減額の632万4,000円、これは9節臨時福祉給付金及び年金生活者等給付事業が主な要因となっております。続きまして、5目土木費国庫補助金、減額279万7,000円でございますけれども、7節社会資本整備事業880万円の減、1節道路橋梁費補助金782万8,000円の増によるものとなっております。

27ページお願ひします。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、減額310万円、これは13節こどもの教育・保育給付費負担金の減が主な要因でございます。続きまして、3目保険基盤安定負担金、減額1,384万6,000円、これは1節保険基盤安定負担金によるものとなっております。

28ページお願ひします。2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額1,084万2,000円の減、これは2節沖縄振興交付金事業補助金の減でございます。続きまして、4目農林水産業費県補助金2,976万円の補正増、これは1節農業費補助金の増によるものとなっております。

29ページお願ひします。7目土木費県補助金、補正額、減額の653万6,000円、これは1節沖縄振興公共投資交付金によるものとなっております。

31ページお願ひします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額は1,144万円の増。これは1節寄附金の増となっております。

32ページお願ひします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額563万5,000円、これは1節繰入金の減によるものとなっております。

33ページお願ひします。21款諸収入、4項雑入、4目雑入、補正額1,190万1,000円の増、これは2節雑入が主な要因でございます。

34ページお願ひします。5項受託事業収入、3目民生費受託事業収入、減額の636万4,000円、これは1節地域支援事業の減となっております。続きまして、10目教育費受託事業収入、減額の6,620万4,000円、これは1節埋蔵文化財発掘調査の減によるものでございます。



35ページお願いします。22款村債、1項村債、1目総務債、減額の790万円、これは1節総務債の減、4目土木債、減額の410万円、これは1節道路橋梁債が主な要因でございます。

続いて歳出にまいります。37ページお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額は減額の1,756万8,000円でございますが、主なものは13節委託料、19節負担金、補助及び交付金が主な要因となっております。

40ページお願いします。4目財産管理費、補正額4,652万8,000円の増、これは25節積立金が主な要因です。

46ページお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額8,795万7,000円の増、これは19節負担金、28節繰出金が主な要因でございます。

47ページお願いします。2目老人福祉費、減額の794万4,000円、これは13節委託料が主な要因でございます。

48ページお願いします。3目老人保護措置費、減額の496万6,000円、これは20節扶助費でございます。続きまして、4目身体障害者福祉費844万7,000円の増、これは23節償還金、利子及び割引料が主な要因でございます。

続きまして、50ページお願いします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,021万4,000円の減は13節の委託料が主な要因となっております。

51ページお願いします。2目児童措置費、減額329万円は20節扶助費によるものでございます。

52ページお願いします。3目保育所費1,325万円の減、これの主なものは人件費の減によるものでございます。

54ページお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費586万8,000円の減、これは13節委託料の減が主な要因となっております。

58ページお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、6目水道事業費1,100万円の増、これは28節繰出金でございます。

61ページお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費2,793万2,000円の増、これは15節工事請負費と19節負担金、補助及び交付金が主な要因となっております。

69ページお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費1,121万4,000の減、これは13節の委託料の減が主な要因となっております。

71ページお願いします。3項河川費、2目河川改良費1,029万2,000円の減、これは15節工事請負費が主な要因でございます。

74ページお願いします。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額643万5,000円の増、これは19節負担金、補助及び交付金でございます。

81ページお願いします。10款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費6,616万4,000円の減、これは13節委託料の減が主な要因となっております。

84ページお願いします。6項保健体育費、2目学校給食費329万7,000円の補正減、これは人件費等が主な要因となっております。

以上でございます。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時32分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時32分)

これから歳入1款村税から11款地方交付税までの質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 歳入、10ページ、1款村税、1項村民税、1目個人、2節の滞納繰越分160万円、11ページも同じように固定資産税の滞納繰越分が490万円ということですが、これは何人分集金して、今どれぐらい残っているのか。それは自主納付か。集金で徴収人が回ってきて取ったのがこれだけなのか。説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

10ページ、1款1項1目個人の2節滞納繰越分についてですが、人数については全体の把握はしていないんですけれども、人数とか、あとどれだけ金額があるのか、それから自主納付をしてもらったのか、そういったのがあるんですけれども、それについては手持ちの資料はないんですけれども、ただ、その中には差し押さえをした分とか、納税交渉によって納付してもらった分とか、そういったのが含まれています。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 滞納分について、区長会等、集金云々があつて、いろいろ苦勞をされている方がいると思いますけれども、集金人が2、3名お家を回って歩く状況が今あるんです。この方々のおかげで納付がふえたのか。この方たちが回らないと納付率は下がってくる可能性があるのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 ただいま1番與儀議員の質疑について説明いたします。

現在、滞納整理員ですね、4名おりますけれども、実際に滞納者の自宅を回ったりとか、電話で督励をしたりとか、そういった活動も行っています。また、毎週木曜日なんですけれども、午後5時半から夜の7時まで納税相談ということで、夜間の相談窓口も設置しています。それも滞納繰越分、そういったものが向上している要因の一つだとも考えております。ただ、滞納整理については今言ったようにきめ細かな相談も行っていますので、担当課としましては引き続き滞納整理員、今活動をしている状況を大切に思っていますので、今後も継続して滞納整理員と連携しながら滞納整理に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 これで1款から11款までの質疑は終わります。

次に歳入、13款分担金及び負担金から22款村債までの質疑を行います。質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 28ページお願いします。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、この中の1節農業費補助金、青年就農給付金事業600万円の減となっています。この減は青年就農の方々がいらっしやらなかったのか。あるいは何かほかの原因があって減なのか、お伺いをしたいと思います。それから災害に強い栽培事業の整備事業3,741万2,000円の計上であります。これの詳しい内容についてお伺いしたいと思います。それから32ページ、今帰仁村入学準備金貸付基金、減の150万円となっています。その内容についてお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 6番吉田清尊議員の質疑についてご説明申し上げます。

歳入、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の青年就農給付金事業600万円の減についてでございますけれども、当初2,550万円、これは150万円の給付の17名分ということで計上させていただいていたところでございます。今回、前年度からの継続で就農給付金を受けられている方が12名、それから新規で給付金を受けられた方が1名おります。計13名の合計で1,950万円ということでございます。それに伴って600万円の給付金の減額となっている状況でございます。まだ、次年度に向けてなんですけれども、新規で計画を作成中という方もお二人ほどおられますので、それについてまた、平成29年度の給付金ということになるかと思っております。

続きまして、災害に強い栽培施設の整備事業の3,741万2,000円についてでございますけれども、この県補助金につきましては、花卉農協が実施主体となって整備する災害に強い栽培施設整備事業の消費税プラス農家の2割負担分を除く、8割の分の負担金、補助金の計上となっております。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 6番吉田議員の質疑について説明いたします。

32ページ、19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節繰入金の中の今帰仁村入学準備金貸付基金の150万円の減額でございますが、予算は20名の30万円の貸し付けということで600万円計上しておりましたが、見込み的に15名になろうかということが試算できましたので、150万円の減額としております。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 青年就農給付金事業、これは減ということでありますけれども、平成29年度も継続ということでもあります。これについて希望をした青年がいたけれども、事業の資金を給付できなかった方はおられるのでしょうか。あるいは何名でしょうか。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

青年就農給付金について、希望したけれども給付に至らなかった方がいらっしやるかということでの質疑だと思っておりますが、これにつきましては以前から畜産を志していらっしやる方が青年就農給付金の希望で申請を受けた経緯がございます。それについて計画等がちょっと青年就農給付金の認定審査の中で、ちょっとマッチしない部分がございます、お一人申請が保留になっていらっしやる方がおります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 新規就農を希望したけれども、マッチしない部分があったということであり  
ますけれども、これからも就農にマッチするために、例えば施設が前もって必要という場合、畜舎とか、  
これを新規就農するんだけれども、畜舎をたくさんつくらないといけないとなると、新規就農ですので、  
資金がございませんので、そのあたりが大変厳しい状況であります。ぜひ今後、この施設等のあつせん  
と言いますか、一緒に考えて、そういう施設が空いているところはないか、そういうところの指導という  
か、後方援助とか、そういうことをしていくようにしていただきたいと思っておりますけれども、いかが  
でしょうか。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

基本的には担い手であったり、新規就農者をふやしていくというのが、経済課サイドのスタンスでござ  
いますので、できる限り、利用できるものについては利用していく方向で、一緒に考えていきたいと思  
います。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの6番 吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55  
条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 今、経済課長からありました。ぜひ一緒に考えて、一緒に行動をして、足り  
ない分については村と一体となって考え、行動をし、実施していけるようにご期待申し上げます。以上  
です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 歳入、24ページ、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫補助金、  
11節児童手当負担金マイナス218万9,000円、それと13節子どものための教育・保育給付費負担金、こっ  
ちには520万2,000円は特例として地域型保育給付金となっていますけれども、これの説明を求めます。次、  
25ページ、2目民生費国庫補助金、9節臨時福祉給付金及び年金生活者等給付事業の説明、10節沖繩子供  
の貧困緊急対策事業の説明。下の5目土木費国庫補助金の7節社会資本整備総合交付金の村道呉我山仲山  
橋改良工事880万円のマイナスの要因は何があったのか、説明を求めます。そして29ページ、16款県支出  
金、2項県補助金、7目土木費県補助金、1節沖繩振興公共投資交付金、古宇利の870万円、下の公的貸  
貸住宅家賃低廉化事業の内容説明を求めます。どういった事業なのか。次、33ページ、21款諸収入、4項  
雑入、4目雑入、2節雑入の中の第2茸施設の過年度分658万7,176円の説明を求めます。次、34ページ、  
21款諸収入、10目教育費受託事業収入の中の1節埋蔵文化財発掘調査の渡喜仁浜原の発掘、マイナス  
6,620万4,000円の説明を求めます。以上。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時52分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時53分)

仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 1番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

24ページ、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、11節児童手当負担金の減額によ  
るものでございますが、当初の積算した人数より、子供たちの該当する人数が減ったということにより、  
国からの負担金の減額、合計218万9,000円となっております。それから25ページ、同じく国庫支出金、2

項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、9節臨時福祉給付金関係の909万円の減額でございますが、ご承知のとおり、臨時福祉給付金につきましては、平成26年度から実施されております。平成28年度におきまして、平成27年度に実施された分の繰り越し分がございました。平成28年度に実施するとされております高齢者向けの給付金の中で、障がい、または遺族年金を受給されている方への3万円の給付に係る909万円の事業費でございますが、こちらは先ほどご説明申し上げました繰越金の中で支出をすることになりましたので、そういうことで指示がございましたので、909万円の事業費は丸々減額ということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃 幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 1番 議員の質疑についてご説明いたします。

24ページ、15款1項1目13節子どものための教育・保育給付費負担金の（特例）地域型保育給付費についての質疑ですが、幼児教育保育施設に関しましては、施設型給付と地域型保育給付の2通りがあります。施設型は保育所や幼稚園などの施設になっておりまして、地域型保育給付につきましては、小規模保育とか事業所内保育、おおむね19名未満の小規模な保育所であります。その特例給付につきましては、緊急利用時の償還払いとか、地域に認定区分に対応する施設がない場合には、特例的に市町村が認めて、例外的に給付することが可能となっております。その部分につきましては歳入の減額ということになっております。そして25ページ、15款2項2目10節沖繩子供の貧困緊急対策事業につきましては、現在、教育委員会、学校教育課、福祉保健課と連携して行っていることも応援支援専門員の対象経費になっておりますが、年度当初は今帰仁村潤いと安らぎの村づくり応援基金を活用した事業ということで歳入を宛てがってございましたが、その後、国の補助事業がございまして、その事業にそのまま歳入を宛てがっているというところでありまして、公立の補助金10分の10の補助金でありましたので、そちらのほうに組み替えをしたという内容であります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 金城正明建設課長。

○ 金城正明 建設課長 1番 議員の質疑についてお答えします。

25ページ、15款2項5目の7節社会資本整備総合交付金の村道呉我山仲山橋改良事業の減の880万円の件ですが、これは平成28年度予算で県のほうに要望をしていたものなんですが、呉我山橋のほうは上部構がひび割れとか、そういうのがあって村のほうで補修の方向で事業採択に向けて取り組んでいたのですが、社会資本整備事業交付金の中で、今回、橋梁等長寿命化点検調査の業務が実施されておきまして、これについては橋梁等の構造物について道路法の改正がありまして5年に1回、橋梁等のものについて目視する調査があるものですから、平成28年度、当初31の橋梁とか、ボックスを予定していたんですが、全橋梁等について、35橋あって、これを全部平成28年度で調査を完了しております。これに伴って事業費の増額がありまして、呉我山仲山橋の事業については採択できなかった状況があります。平成29年度に調査から事業採択をしていく予定で、平成29年度の当初予算に計上しているところでありまして、それと29ページ、16款2項7目土木費県補助金の1節沖繩振興公共投資交付金、村道古宇利線改良事業の減の870万円の件ですが、当初事業費で6,000万円ほど当初予算を計上して事業を進めていく予定でしたが、これも事業費の減に伴って、古宇利線のものも土木費補助金の減となっております。今、事業を継続しておりますので、

平成29年度に第1期の古宇利線の改良は終わる予定で考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

29ページの土木費県補助金の沖縄振興公共投資交付金の中の公的賃貸住宅家賃低廉化事業216万4,000円についてでございますけれども、これについては村営住宅の家賃を民間の家賃との整合を図るということで、その差額分についての交付金ということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 1番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

33ページ、21款諸収入、4項雑入、4目雑入、2節雑入の中の第2茸施設の過年度分ということで658万7,176円を計上させていただいている件でございますけれども、これにつきましては第2施設について本格稼働をされたのが、平成25年度でありますけれども、当初1年目については経営が安定するまでという観点からだと思いますけれども、1年間賃借料について据え置かれていた経緯がありまして、1年ずれずずっと収入が入ってきていた状況にあります。これについて第2施設のほうから経営が大分安定してきたということで、2カ年分お支払いをするということでの申し入れがございましたので、そのように計上をさせていただいているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

34ページ、21款諸収入、5項受託事業収入、10目教育費受託事業収入、1節埋蔵文化財発掘調査につきましての減の理由でございますけれども、当初1億3,478万4,000円、9月補正で上げたところでございますけれども、そこで説明をしましたが、調査範囲の縮減になって、入札残によるものの差額分ということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 24ページ、課長の説明で大体わかりましたが、確認のため、子どものための教育・保育給付費負担金の中の特別ということがあって、この特別というのは、保育園は乙羽園などが経営している保育園の形が特別ということの扱いですか。次、25ページ、呉我山の橋は、場所は私は仲村さんのお家のほうから嵐山に行く橋だと推測しますけれども、多分向こうはトン数制限もあったと思いますけれども、このトン数の制限はなくして、一般みたいにいろんなトラックが通過できるようなつくりなのか。現在は大型が大量に積載している車は通らないと思っていますけれども、トン数制限もあると思っていますけれども、その場所なのか。それと工事によってトン数制限は改良されるのかどうか、お伺いいたします。次に29ページ、課長の説明では古宇利改良事業は、平成29年度までに終わるというような話ですが、今やっている古宇利の改良線は学校を過ぎてちょっとまで工事をしていますけれども、これはそのまま農業支援のファームポンドのところからおりて、一周線に下って行く道がありますけれども、それをそのまま継続して、平成29年度に終わるのか。途中で平成29年度に締めてから、またやるのか。一周線裏につながる道、最後までいくのかどうか、お伺いします。次の公的賃貸云々というのは、これは兼次団地のことだと思いますけれども、この団地ですね、入所希望は村外、村内問わず募集をするのか。多分これは

人口増の村営団地づくりだと思っておりますけれども、お伺いします。33ページの雑入の中の第2葺施設の過年度分ということで、平成25年度から使って、平成26年度、1年分は免除なのか。この分は平成28年度の分なのか。2カ年と言っておりますけれども、平成27年度分と平成28年度分なのか、過年度分はですね、お伺いします。それと34ページの渡喜仁のものは、こっち収入が入ってきていますけれども、本来ならば業者が発掘をするという形を聞いていますけれども、業者が発掘費用は出すだけけれども、入札はこっちに一旦入れてから出すのか、この経費。発掘については村負担ではなくて、業者負担と聞いていますけれども、こっちに収入が入ってきていますので、発掘の云々について、またこっちで業者を選定して、業者から収入を一旦受けてから、またこっちから発注して支出をする形になるのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

特別の意味ということで、予算書に書かれている特例の件でお聞きしているのかなとは思いますが、施設に関しては入所する際、認定区分に応じた事業所に入ります。そのために行政のほうで保育区分の認定を受けて入ることになりますけれども、それを踏まえないで入所する特例の場合、本来だったら給付を支給できないものが、例外的なものなんですけれども、例えばどういったものがあるかという、引越先、今帰仁にお越しになって住所を移した場合には、こちらで認定を受けた後に入所になりますが、先方、転出する前にそういった認定を受けている場合には、引越してきたと同時に例外的に認定入所を認めて、入所をさせるという場合が特例給付ということになります。今回この予算書にあるのは地域型保育給付費になりますので、おっしゃるように事業所内保育とか、小規模保育の特例の方が、入所する方がいなかったというところで減額ということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時10分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

金城正明建設課長。

○ 金城正明 建設課長 ただいまの質疑についてお答えします。

25ページの村道呉我山仲山橋の改良事業の件ですが、今議員のおっしゃる場所ですね、その場所でありまして。呉我山仲山橋の途中にある橋ですね。現状としては5トン以上の通行止めという形で看板もあげている現場ですので、平成29年度に事業を採択して、設計は平成29年度に入りますので、そのときに橋梁の架け替えとか、それも含めて検討をしていく予定でおりますので、その事業が進んでいきますと、ダンプ等の重車両も通行可能な橋梁として対処していく予定で考えております。それと29ページ、村道古宇利線の件ですが、今1期事業で1,750mの改良を行う予定でおります。これは平成29年度までで1,750mで、2期が、その場所からアマジャフバル農村公園のほうに向けての工事で、2期で農村公園まで行く予定であります。延長では550mありますので、これは平成30年度以降の事業として採択していく予定であります。今議員のおっしゃるファームポンドから古宇利一周線に通る村道ですが、これは古宇利・天底線で別の路線になっておりまして、その道路の計画については平成38年ぐらいのめどで改良をやっていく計画で、村道の整備計画をしているところであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 同じく29ページの公的賃貸住宅家賃低廉化に関する件でございますけれども、兼次住宅に特化したという交付金ではございません。村の村営住宅全般に対する交付金でございます。あと兼次団地に関して、住所の件については兼次団地ではなくて、村営住宅については住所に関する要件は、去る議会で条例改正をして撤廃しておりますので、地域の人口増を目的とした住宅でございますので、村内外問わず、入居できるということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 1番與儀議員の質疑についてご説明を申し上げます。

歳入の33ページ、第2葺施設658万7,176円の増額補正についてでございますけれども、先ほど施設の本格稼働から1年間据え置いた形でスタートをしているということを申し上げましたけれども、これについて具体的に言えば、平成25年度については平成26年度の3月15日までというふうに契約書でうたわれておりますので、3月15日までに支払いをします。平成26年度については平成27年度の3月15日までに支払いをしますということになっておりますので、今回については本来であれば平成28年度の末に支払いをしますということになりますので、平成27年度分ということの解釈になるわけなんですけれども、今回、第2葺施設のほうは平成27年度分と平成28年度分についてお支払いをいたしますということでございますので、年度と支払いのずれがなくなるということになります。以上でございます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの與儀議員の質疑について説明します。

34ページ、渡喜仁浜原貝塚の発掘調査の件につきましては、受託事業ということで前議会でも話をしましたけれども、開発側が原因者負担ということになっておりまして、歳入歳出とも原因者負担、開発側ということの流れになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時16分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時16分)

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 確認のため、29ページ、建設課長の説明です。これによって今帰仁村でもトン数制限の道はないということで、理解してよろしいですか。現在トラックは大回りしていますよ。制限があって、呉我山から嵐山に行くときに大回りして、仲山から行ったり、ガジマンドウから行ったりやっていますけれども、村内では私は1カ所だったと思いますけれども、トン数制限がある道はですね。ぜひ早目に直してもらいたいなと思っております。それと古宇利線ですね、平成38年度までかかるんですか、最終的に。今の説明では、1期工事は平成29年度で終わって、2期云々で入ってということでもありますけれども、余りに長くかかり過ぎではないかと思っております。今まで橋がなくて、道路改良がおくれている状況ですので、村内を回ってみても古宇利がまだまだ整備、発展途上国みたいに見えますので、できるだけ一周線は早くできるようにお願いしたいんですけども、これは今課長の説明では平成29年度で1期工事は終わって、平成38年度までかかるとの説明ですけれども、再度、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 金城正明建設課長。

○ 金城正明 建設課長 ただいまの質疑についてお答えします。今、継続している古宇利線ですが、古



宇利線については第1期で1,750mやって、ちょうど古宇利の中心付近まで改良をしていくのですが、これから古宇利線の2期については、その場所からアマジャフバル農村公園のものの改良を進めていきます。これが平成30年から平成33年の予定で、アマジャフバル農村公園まで改良を進めていきます。もう1つの路線ですね、古宇利・天底線、これが今ファームポンドのそばを通過して、古宇利一周線につながる路線なんです。この計画が平成38年から計画として進めていくという予定であります。そのまま平成38年まで継続していくということではなくて、また平成38年から新たに、この路線の整備計画を立てているところがあります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時20分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時20分)

ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 歳入について質疑いたします。32ページ、先ほど6番議員からもあったんですが、入学準備金の件ですが、募集の内容ですね、詳細の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 9番山城議員の質疑について説明いたします。

32ページ、19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節繰入金の今帰仁村入学準備金貸付基金、その募集についてのご質疑でございますが、村内に居住されますお子さんで、大学等へ進学を希望する親御さんへの入学準備金として、学生1名につき30万円を貸し付けするという形で募集をかけております。対象者は、この春に大学や専門学校、専修学校等へ入学を予定するお子さんに対しての、その親御さんに対しての貸付金でございます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時22分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時23分)

田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 説明漏れがありました。募集の方法としましては、村の広報紙への掲載や直接、今回大学に進学されるお子さんのいる世帯にダイレクトメールで発送しております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時23分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時24分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 それは通っている高校は違うと思うのですが、北山だったら北山高校へ、北農であれば北農、村在住の生徒たちが通っている高校への周知とか、事前の周知ですね。そういったのは行っていないのでしょうか。それこそ魅力を感じると思うんですけども。その辺はどうなっているか、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

高校への募集案内ということでの質疑でしたが、高校の行先が多岐にわたっておりますので、それよりは保護者へ貸し付ける制度でございますので、保護者のほうに目を通していただくという形で、村内の対

象者になる世帯のほうに通知をしております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時25分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時25分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 この募集通知の時期ですね、その辺の答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

募集をかけた日付が少し明確ではないのですが、9月ごろというふうに覚えております。また、年が明けてから再度、まだ貸し付け枠に余裕がありましたので、再度、応募した方を除いて、未提出と言いますか、申請されていない世帯には全て、また2回目の郵送を行っております。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの9番 山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 募集案内が9月ということだったのですが、少し遅いのではないかなと思うんですけれども、9月ごろ、10月ごろだったら、もう大体推薦とか、そういったのは始まっているころではないのかな、早いところは始まっていると思うんですけれども、4月入学と同時に送ったほうが、そういうのを周知してもらったほうが、生徒も親御さんも次のステップへ向けてすごい力になると思うんですけれども、それと各進学高校に。それを今後改めるようなお考えがないか、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

この入学準備金貸付制度でございますが、平成28年度の途中で予算化をしておりますので、平成28年度は9月ごろに発送という形になっています。平成29年度は継続して事業を実施していく予定になっておりますので、各学校や保護者に対しても早目の対応をしていきたいというふうに考えております。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時28分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時43分)

ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 歳入について質疑いたします。1点だけです。先ほどからもありますけれども、32ページ、19款1項1目入学準備金貸付基金について、これはマイナス150万円となっておりますけれども、これはマイナスをしなくて、基金にそのまま積み立てることはできないのかどうか質疑いたします。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 與那議員の質疑について説明します。

32ページの今帰仁村入学準備金貸付基金、減額しているということは、去る9月補正で基金から600万円繰り入れをして、歳出の貸付金に600万円充当していましたので、歳出のほうの減額が150万円になっているので、これを戻すために繰入金の150万円をしています。これが可決されますと今年度は基金が150万円、末にはあるという形になります。

- 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。
- 11番 座間味 薫 議員 歳入について質疑いたします。25ページ、15款2項2目10節子供の貧困対策支援員事業、その支援員の支援内容を具体的にお伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいま11番座間味 薫議員の質疑についてご説明いたします。

25ページ、15款2項2目10節子供の貧困対策支援員事業なんですけれども、これは平成28年度当初から子ども応援支援員として、教育委員会のほうに嘱託員を配置しております。この対象者になりますけれども、経済的に非常に困窮にある世帯、ひとり親世帯とか、そういう世帯の進学等を含めて、他の制度の活用などを行いながら、子供の希望する進路等についての相談業務などを総合的に行っております。こういった世帯に関しましては、どのような制度があるのかどうかというのが、情報が非常に乏しいと言いますでしょうか、情報を持っていないというアンケート結果も出ているところから県も含めて、そういった制度の周知とか、そういった方策についての案内をしながら、その家庭についてどのような支援が必要なのかということと家庭とともに、また、この世帯の子供も含めた形で相談をしながら支援をしていくということとどこでかかわっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 大体納得いたしましたけれども、その支援員の仕事なんですけれども、よくスクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーというのがありますけれども、その方々との仕事内容は違うわけですか。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの質疑について説明します。

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの類いの職務と似たようなものもありますけれども、ただし、就学している児童だけではなくて、幼児から含めた形で、そういった対応で全体的な対応をしております。もちろん学校の担当部署、進路の先生も含めた形で、総合的に情報を共有しながら、この世帯への最善な支援を行っていくというところで連携をとりながら進めております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時48分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時49分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入については終了します。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時50分)

午 後

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

これから歳出、1款議会費から4款衛生費までの質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 58ページ、歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、6目水道事業費、28節繰出金、簡易水道事業繰出金の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 與儀議員の質疑について説明いたします。

58ページ、4款1項6目水道事業費の繰出金、28節簡易水道事業繰出金1,100万円、これは特別会計のほうの公債費、充当分に対する、当初1,900万円だったものを同額補正で繰り出しをしているということでありませぬ。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時32分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時33分)

ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 歳出、58ページ、衛生費の4節、7節、11節、12節、14節の海岸漂着物等地域対策推進事業、全部減になっているんですけども、どうして減になったのかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 ただいまの8番與那嶺好和議員の質疑について説明いたします。

58ページ、4款1項4目環境衛生費の4節から14節海岸漂着物等地域対策推進事業の中で減になっているものの理由ということなんですけれども、この賃金については当初、単費分については7月から9月と、それから12月から3月の末までを予定しておりました。補助分については10月1日から12月15日、その中で当初7月1日からという予定だったんですけども、7月の途中から賃金を採用していて、その後に1月に1人、賃金の方が1カ月だけ抜けましたので、その分のマイナスが影響しているということになり、減となっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 歳出について質疑いたします。46ページ、3款1項1目の28節繰出金の中のその他繰出金の中に、国保特会赤字補填として1億2,200万円の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの2番上原議員の質疑について説明いたします。

46ページの繰出金のほうの国保赤字財源への繰り出しですが、当初3,000万円の赤字、当初予算ではやっておりましたけれども、どうしても国保特会との調整の中で、前年度トータルで1億5,000万円ぐらいいないと単年度赤字を抑えきれないのではないかと調整の中で、今回補正として1億2,200万円の追加補正ということで計上しております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時38分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時40分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 再質疑いたします。今の1億2,200万円の補填としてありますけれども、これは現年度分の国保に対して補填をして、その残りを累積赤字の解消に向けて使っていくという方向でよろしいでしょうか。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時40分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時40分)

仲村美奈子福祉保健課長。

- 仲村美奈子 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

議員がおっしゃるとおりでございます。1億2,200万円の今回繰り出しを国保会計でいただくこととなりますけれども、当初の予算を足しますと1億5,200万円を国保会計でお預かりすることとなります。これは単年度の運営が健全にいくような形での運用になりますが、若干、収支を合わすと黒字になる予定ではございますが、その分は議員がおっしゃったとおりに累積赤字に加算されて、累積赤字は若干減るかなというところでございます。以上です。

- 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 正確な数字はまだ見えない部分もあると思いますけれども、大体幾らぐらいを赤字補填に回せそうか。想定している額等はあるのか伺います。

- 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

- 仲村美奈子 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

まだ明確な数字が見えてこない段階ではございますけれども、昨年度は2,000万円近くでございました。今年度も1,500万円から2,000万円はどうか累積赤字の軽減ができたかなというふうに考えております。

- 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 40ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、25節積立金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金について、説明を求めます。それから次の41ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目電子計算費、13節委託料、今帰仁村情報セキュリティ強化対策事業、これについての説明を求めます。

- 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

- 島袋輝也 総務課長 6番吉田議員の質疑について説明いたします。

まず、40ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、25節積立金の中の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の1,144万円の件についてでございますけれども、これについては平成29年1月1日から2月15日までに調定されたふるさと応援寄附金を積立金として計上しているところでございます。件数としましては511件の内容です。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時44分)

- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時44分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 続きまして、41ページ、9目の電子計算費に関する委託料、使用料の件についてでございますけれども、これにつきましては平成28年度中に次期基幹システム選定等を行う予定でございましたけれども、新たな国のマイナンバーに関する使用者の変更に伴う、新たなプログラムの改修等の発生等によって、次期基幹システムの選定を次年度に実施することにより、今回1,500万円の情報セキュリティ強化対策事業につきまして組み替えをしまして、メールの無害化とか、ファイルの無害化に関する

システム構築について、単独で実施しなければいけないことによる計上です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金、これは1月1日から2月15日までに511件、その間に511件ということですね。今回は1,144万円の計上でありますけれども、平成28年4月1日から累積ですね、2月15日時点でよろしいですので、その実績の金額は幾らになったかお伺いしたいと思います。それからセキュリティ強化対策事業、これはマイナンバーにかかわることでソフトシステムの改良が必要ということでやっているという理解でよろしいでしょうか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

まず、ふるさと納税に関する件につきましてでございますけれども、現在2月15日時点でのトータルでの積み立て…ちょっと休憩をお願いします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時47分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時47分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 2月15日時点までの総額によりますと、1億5,444万2,100円ということになっております。件数については4,778件ということですよ。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時48分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時48分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 電子計算費に関する質疑につきましては、マイナンバーに関するセキュリティの強化に対する補正でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時49分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時49分)

ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 質疑いたします。38ページから39ページにかけてです。ふるさと納税お礼品等の件ですが、減の800万円になっているのですが、その辺の説明を求めます。それと当初予算では幾ら組んでいたのか答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 9番山城議員の質疑について説明いたします。

38ページから39ページに関する内容ですけれども、2款総務費、1項総務管理、一般管理費の13節委託料、ふるさと納税お礼品等取り扱い業務に関する800万円の減額についてでございますが、この減については主にマンガーの先行投資をしているものも含めて、委託料を計上していたわけでございますけれども、マンガーのお礼品につきましては、平成29年度の6月、7月ですか、そのあたりにしか発送しないので、その分に見合う分の800万円を減額したと。マンガーに関するお礼品につきましては、次年度に計上する予定にしております。あと当初予算について幾ら計上していたかということなんです、平成28年度当初

につきましては、取扱業務の委託料として費目存置でとっていたところ、納税の応援寄附の金額に応じて随時補正して委託料を計上していたところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 随時補正で上げるということだったんですけども、今年度業務委託料は総額で幾らになっているのですか。平成29年度も1,000円で上がっているんですけども、大体この制度が進んで2、3年になりますよね。ある程度の額は大体理解していると思うんですけども、それでもまた、平成29年度は1,000円というのも何か予算の上げ方にしても違和感をとても感じるんですけども、その辺どうお考えなのか答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

平成28年度の総額のお礼品等に係る経費等につきましては、ざっくり申しまして、本村の場合、お礼品等につきましては約3割を計上しておりますので、4,633万2,000円を決算見込みとして予定はしております。あと、議員おっしゃるとおり、費目存置としてのやり方についてはどうかということではありますが、それについては本来、実績に基づいて計上すべきではないかなということは感じておりますので、次年度以降、その辺については検討をしていきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 課長がおっしゃるとおり、費目存置ではなくて、ちゃんとした予算を立てて、その後、補正を組んでもよろしいのではないかなと思っておりますので、ぜひ、そうしていただければと思います。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

次に、歳出6款農林水産業費から10款教育費までの質疑を行います。質疑はありますか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 66ページ、歳出、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費の13節委託料、古宇利漁港道路排水溝清掃132万9,000円ですけれども、これは排水溝の掃除まで予算をつけるのかどうか、説明を求めます。次、71ページ、歳出、8款土木費、3項河川費、2目河川改良費の15節工事請負費、今帰仁城跡周辺環境整備事業946万円、この場所と内容説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 1番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

66ページ、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費の13節委託料についてでございます。これにつきましては側溝排水の白砂が詰まっているということで、ふれあい広場食堂のほうまで大雨が降ったときに冠水するような状況があります。この側溝につきましては漁港内施設の一部ということになっておりますので、予算を計上させていただいているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 金城正明建設課長。

○ 金城正明 建設課長 與儀議員の質疑について説明します。

71ページ、8款3項2目15節工事請負費、今帰仁城跡周辺環境整備事業、これにつきましては今泊の港川の河川の改修工事になります。今回、減の946万円なんですが、一括交付金を利用しての事業ですので、今年度3月までに完了をする部分のもので、この金額を減にして、他のものとの一括交付金の利用で調整しているものです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 66ページ、古宇利の漁港ですけれども、これは地域作業等々で対応できなくて、村が清掃作業にかかわるといことですか。普通は地域排水工事云々は地域の作業等であちこちやっているところがありますけれども、余りにも多くて字でできなくて、村がやるという形なのか、答弁を求めます。次に71ページは、元さんのところの橋のところからの工事だと思いますけれども、これはグスクの周辺だからということで、石積みがありますよね、今まで間知ブロックで積んでいたんだけど、石積みになると人夫賃が相当かかるわけですよね、間知より積みにくいから。何で人夫のかかる工事方法なのかと思っています。城跡周辺だから、そういう方法なのか。別の地域も今後は石灰岩で手間暇かかる工事方法で施工をするのか。地域のメンバーも言うんですよね。何で間知だったら工事がぼんぼん進むのに、わざわざ無駄に手間をかけてして、時間がかかる石積みで工事をするのかということがありますので、この辺答弁求めます。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 1番與儀議員の質疑について説明申し上げます。

排水溝の清掃について、字に村のほうから持ちかけて、字の清掃の中でできないかということを持ちかけたということはありません。実際、漁港施設ということもありますけれども、側溝について通常の形状とちょっと違って、側溝蓋が外せない形状になっております。この委託料については大きな業務用のバキュームで砂を吸い出すようなことになりますので、特殊な作業になります。結果的になんですけれども、人力の作業等ではちょっと困難を来すような状況の内容になっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 金城正明建設課長。

○ 金城正明 建設課長 ただいまの質疑についてお答えします。

今帰仁城跡周辺環境整備事業なんですが、これは一括交付金を利用しての整備なんですが、今泊の港川については普通河川で事業の補助メニューと言いますか、そういう事業が普通河川にはありませんので、整備がちょっと難しい状況でありました。今回一括交付金を利用しての今帰仁城跡周辺ということで、そういう環境とかに配慮した工法を採用して、生態系とか、そういうものにも配慮したような工法にすることによって、一括交付金の採択にもっていった状態でありますので、実際、今帰仁城跡が本部の古期の石灰岩で城跡の石積みがされておりますので、それと同じような古期の石灰岩を使った護岸づくりの整備を進めているところです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 確認のため、城跡周辺だから石灰岩で手間暇かけての施工方法ということで理解していいですね。別の地域までするのかという人がいるものだから、何であんなに時間をかけて、間



知ブロックを積んだらすぐできるのにとということがありまして質疑をしています。今泊周辺はそういう方法でないと採択できなかったということで理解していいですか。

○ 東恩納寛政 議長 金城正明建設課長。

○ 金城正明 建設課長 ただいまの質疑についてお答えします。

この工法については今帰仁城跡の周辺ということでの事業採択になっておりますので、他の河川とかでやる場合は、また他の河川のいろんな条件とかありますので、そういうので今回は特に城跡周辺ということでの整備になっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 71ページ、8款土木費、3項河川費、2目河川改良費、13節委託料、15節工事請負費、17節公有財産購入費の中に今帰仁城跡周辺環境整備事業ということでありますけれども、この工事の港川から浜のほう下流に向かって右側のほうの護岸工事ですね、これは石灰岩でやっていますけれども、そこのほうのガードレールとかの工事を含めてやった上で、この減額ということなのか。そうではなくて、そういう予定も入っている減額か、それともそれは入っていないのか。それからまた、もし入っていなければ次年度でそういう予定があるかないか、お伺いできればと思います。

○ 東恩納寛政 議長 金城正明建設課長。

○ 金城正明 建設課長 6番吉田議員の質疑について説明します。

71ページ、8款3項2目13節委託料、15節工事請負費、17節公有財産購入費が減額となっておりますが、話にあります下流側、海に向かって右側ですね、右岸側なんです、そこの防護柵については今回の工事で設置を行っていきます。3月までの間に防護柵については設置をしていきます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時14分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時14分)

ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 歳出について質疑をいたします。84ページ、10款6項1目保健体育総務費の中の15節工事請負費、村総合公園施設機能強化事業について、134万8,000円の補正がありますが、これについて説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 3番與那嶺議員の質疑について説明いたします。

84ページ、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費の中の工事請負費の説明でございますけれども、今回補正に上げたものはイベント広場に対する防護柵設置と、砂を取っている場所があるんですが、その種子の吹きつけでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 防護柵というのはロータリーから左に入っていったところの道路沿いに設置する防護柵と言うんですかね、芝生のところに車が進入しないようにするための防護柵と理解してよろしいですか。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

與那嶺議員がおっしゃるとおり、ロータリーの部分がございます、ロータリー一部分の歩道の切れ目がございます。サブグラウンドの間の通路がありますけれども、安全策としまして、そこに防護柵、約58mほど引っ張っていく予定でございます。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 質疑いたします。62ページ、6款1項4目畜産業費、19節の説明と、66ページの3目13節産業廃棄物の収集運搬業務なんです、運搬業務はわかるんですけども、それをどこに捨てるかですね。その経費はどうなっているのか。最後に、先ほども歳入のほうで質疑をしたんですが、76ページの今帰仁村入学準備金貸付の件ですが、それは中学から専門学校へ行ったりするときにも利用可能なのか。その辺の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時19分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時21分)

我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 9番山城 太議員の質疑についてご説明申し上げます。

歳出、62ページ、6款1項4目畜産業費の負担金、今帰仁村優良雌牛の導入支援事業についてでございますけれども、本年度につきましては21頭の導入実績がございました。これにつきましては上限が50万円というふうに打っておりますけれども、競り落とされる価格とかも含めて50万円であったり、47万円であったりということもございます。その結果で21頭導入して、残りの金額が30万1,000円の減額となっているんですけども、皆さん助成を受けるに当たっては50万円満額でいい牛を買いたいというのがあって、残りの30万1,000円で1頭を入れる希望の方がいますかとなったときには、いらっやいませんで、その分についての減額ということになっております。続きまして、歳出、66ページ、6款3項3目漁港漁場建設費の中で村有地の産業廃棄物収集運搬業務に計上してあります22万6,800円でございますけれども、これにつきましては今回、運天港の浚渫工事であがった砂を、その用地のほうにストックするというところでございましたけれども、その村有地に不法投棄なりがあって、そのまま浚渫した砂をかぶせるわけにはいきませんで、その処理ということでございます。この不法投棄に関するものについては、一旦そこから移動をさせなければいけないわけなんですけれども、移動させた後に処理できるものについては、最終処分場なりの処理になると思います。処理ができないものについては、これは別途、専門のほうにお任せしないとイケないということになると思いますので、よろしく願いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 9番山城議員の質疑について説明を申し上げます。

76ページ、10款1項2目、21節貸付金、今帰仁村入学準備金貸付事業にかかわる対象の学校はというご質疑でございましたが、現在、入学準備金に対しましては、大学や短期大学、それから専修学校等への入学に要する入学準備金として保護者のほうへ申請に応じて貸し付けをしております。ご質疑の中学校から即専門学校というお話なんです、現在、大学、短期大学等にあたる専修学校の場合として、要するに高校3年生を卒業した後の大学等への進学者に対しての対応の貸し付けの計画となっております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時26分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時28分)

9 番山城 太議員。

○ 9 番 山城 太 議員 優良繁殖雌牛導入と産廃の件は丸々理解できました。先ほども質疑をしたんですが、入学準備金、中学卒業後からの利用はできないということなんですが、拡充するお考えはないのか。中学を卒業して料理学校等、専門学校に行くときなんか、結構入学金が多額に必要なんですが、その辺の対応はどのようにお考えなのか、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時28分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時29分)

新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 山城議員のご質疑に説明をしたいと思います。

平成28年度より入学準備金等の貸し付け制度をスタートいたしました。当初の想定は高校卒業の大学、短大、専修学校ということ想定しておりました。山城議員のおっしゃる様に中学校卒業からの入学準備金の貸与について、今後検討をして、できる方向で考えていきたいと思っています。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9 番山城 太議員。

○ 9 番 山城 太 議員 教育長の答弁ですごく心強く感じます。中学卒業して早く就職をしたい方もいれば、専門学校へ行って手に職をつけたい方も、いろんな方々がいるので、それこそ今帰仁村を活性化するのもそうですし、魅力を外部に発信するのもそうだし、大変前向きな答弁でよかったです。ぜひ拡充のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第27号 平成28年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「議案第27号 平成28年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時31分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時52分)

日程第3. 「議案第28号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を議題

とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第28号

平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成29年3月13日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,745万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,711万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月13日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		611,701	△227,118	384,583
	1 国民健康保険税	611,701	△227,118	384,583
4 国庫支出金		781,568	△219	781,349
	1 国庫負担金	444,477	△219	444,258
5 療養給付費交付金		43,020	△21,294	21,726
	1 療養給付費交付金	43,020	△21,294	21,726

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県 支 出 金		145,138	△219	144,919
	1 県 負 担 金	18,121	△219	17,902
9 共 同 事 業 交 付 金		585,603	3,832	589,435
	1 共 同 事 業 交 付 金	585,603	3,832	589,435
12 繰 入 金		182,343	97,565	279,908
	1 他 会 計 繰 入 金	182,342	97,565	279,907
歳 入 合 計		2,534,571	△147,453	2,387,118

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		36,659	△1,308	35,351
	1 総 務 管 理 費	34,907	△1,260	33,647
	3 運 営 協 議 会 費	80	△48	32
2 保 険 給 付 費		1,310,045	△114,940	1,195,105
	1 療 養 諸 費	1,096,216	△96,040	1,000,176
	2 高 額 療 養 費	198,519	△18,900	179,619
7 共 同 事 業 抛 出 金		571,692	△28,700	542,992
	1 共 同 事 業 抛 出 金	571,692	△28,700	542,992
8 保 健 事 業 費		28,632	△2,505	26,127
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	13,377	△1,655	11,722
	2 保 健 事 業 費	15,255	△850	14,405
歳 出 合 計		2,534,571	△147,453	2,387,118

歳入歳出予算事項別明細書の総括、3ページ、4ページは割愛いたします。5ページから説明いたしたいと思います。増減300万円以上の目について、ご説明をしていきたいと思いますので、よろしく願います。

5ページ、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額2億2,711万8,000円の減、これは1節、2節、3節の減によるものでございます。

7ページお願いします。5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、補正額は減額の2,129万4,000円、これは1節の現年度分でございます。

9ページお願いします。9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、補正額708万円の増。これは1節高額医療費共同事業交付金でございます。2目保険財政共同安定化事業交付金、減額の324万8,000円でございます。これは1節保険財政共同安定化事業交付金によるものでございます。

10ページをお願いします。12款繰入金、1項他会計繰入金、1目他会計繰入金、補正額9,756万5,000円、これは1節保険基盤安定繰入金、6節その他一般会計繰入金によるものでございます。

13ページをお願いします。歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額、減額の7,010万円、これは19節負担金、補助及び交付金によるものとなっております。2目退職被保険者等療養給付費、減額の2,490万円、これも19節負担金、補助及び交付金の減によるものでございます。

14ページをお願いします。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、減額の1,400万円、これも19節の負担金、補助及び交付金の減によるものとなっております。2目退職被保険者等高額療養費、減額の490万円です。これも19節負担金、補助及び交付金によるものでございます。

15ページをお願いします。7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、減額の490万円、これも19節負担金、補助及び交付金によるものとなっております。2目保険財政共同安定化事業拠出金、減額の2,380万円、これも19節負担金、補助及び交付金によるものとなっております。以上でございます。

○ **東恩納寛政 議長** これから歳入、歳出の質疑を行います。歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。まず、最初に歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「質疑なし」と認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 15ページ、歳出、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、19節負担金、補助及び交付金の高額医療費共同事業拠出金490万円、次の2目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金、補助及び交付金の保険財政共同安定化事業拠出金、マイナス2,380万円ですけれども、説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 仲村美奈子福祉保健課長。

○ **仲村美奈子 福祉保健課長** ただいまの1番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

15ページ、7款1項1目及び2目の予算減についてご説明いたします。1目高額医療費拠出金並びに2目の保険財政共同安定化事業の拠出金ですが、私ども今帰仁村が使った医療費等をもとに算出されて、村の負担分でございますが、国保連合会に支払いをする予算額になっておりますが、最近、国保連合会から1年間の決定額が出ましたので、それに基づいて減額が生じております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** これは高額医療を使った人が少なくなったということでは、ないということですね。はい。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第28号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「議案第28号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第29号 平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第29号

平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成29年3月13日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算

平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,183万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月13日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	286	287
	1 繰越金	1	286	287
歳入合計		81,553	286	81,839

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		78,368	286	78,654
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	78,368	286	78,654
歳出合計		81,553	286	81,839

以上で説明を終わりたいと思います。

- 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第29号 平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「議案第29号 平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第30号 平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 大城清紀 副村長



議案第30号

平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成29年3月13日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成28年度簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	370,195千円	6,970千円	377,165千円
第2項 営業外収益	159,690千円	6,970千円	166,660千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,351万7,000円は当年度分損益勘定留保資金4,351万7,000円で補てんするものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	427,707千円	4,900千円	432,607千円
第1項 企業債	81,900千円	△1,700千円	80,200千円
第3項 出資金	11,406千円	6,600千円	18,006千円
支 出			
第1款 資本的支出	473,624千円	2,500千円	476,124千円

第1項 建設改良費	263,553千円	2,500千円	266,053千円
-----------	-----------	---------	-----------

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的及び限度額の予定額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
天底地区簡易水道事業	千円 49,100	証書借入	5.0%以内	借入れ先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。	千円 49,100	証書借入	5.0%以内	借入れ先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。
湧川地区簡易水道事業	18,100		(ただし、		18,100		(ただし、	
公営企業会計適用事業	14,700		利率見直し		13,000		利率見直し	
			方式で借り				方式で借り	
			入れる政府				入れる政府	
			資金及び公				資金及び公	
			営企業金融				営企業金融	
			公庫資金に				公庫資金に	
			ついて、利				ついて、利	
			率の見直し				率の見直し	
			を行った後				を行った後	
			においては				においては	
			当該見直し				当該見直し	
			後の利率)			後の利率)		
計	81,900				80,200			

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
19,000千円	11,000千円	30,000千円

平成29年3月13日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

予算に関する説明書を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 これから収益的収入及び支出の質疑を行います。なお、収入、支出一括で行いたいと思います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 2ページ、当年度純利益がマイナス5,363万5,000円、今水道工事をやっているから赤字のマイナス計上だと思うんですけども、これはいつごろまでに工事を終わって、赤字がプラスに転じる可能性はいつごろありそうですか。今工事云々で当年度純利益がマイナス計上になっていますけれども、あと何年後、工事が終わってから水道会計が黒字に転じそうですか。

○ 東恩納寛政 議長 金城正明建設課長。

○ 金城正明 建設課長 1番與儀議員の質疑についてお答えします。

予算に関する説明書の2ページ、平成28年度今帰仁村簡易水道事業予定キャッシュ・フロー計算書の件ですが、業務活動によるキャッシュ・フローで、(1)当年度純利益、減の5,363万5,000円になっていますが、これは当年度の損益計算をした場合、これだけの欠損が出るということです。収益的収入と支出を計算していたら、この分の欠損が出るということになります。収益的収入と支出の場合に、収入としては、これまで補助事業で受けていたものを収入として見ることができる減価償却分の、補助分のもので収入として入って、支出で減価償却分をマイナス費用として計上します。これが(2)の減価償却費です。2億4,816万5,000円ありますよね。これが当年度分の減価償却費になります。今赤字なんですけど、改善していくというのは減価償却費が今まで事業をずっと積み重ねてきていますので、これを年度ごとにずっと定額法で計算していきますので、これがずっと支出という形になっていきますので、簡易水道事業は平成28年度で一旦事業は完了します。平成29年度から水道事業として、また新たに事業の計画、つまり今まで整備できなかった老朽化した管の再度の更新とか、そういうものを今後も計画していく予定でいますので、これまで大分簡易水道のもので、ずっと更新をするために投資しておりますので、これが結果的には減価償却費としてかかってきますので、今後もこの動向を見ながら改善できるか、経営のものを今後も検討していく必要があると考えています。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 今の課長の説明では減価償却云々で、まだまだやるのがあるということでしたけれども、下の3ページの(3)他会計からの出資による収入、1,667万3,000円は一般会計からの流用

と思うんですけれども、マイナスで一般会計から補填して作業を進めていますけれども、まだまだ老朽化した配管が多くてあちこちで水道工事をやっていますけれども、そろそろ終わるのではないかという人もいますけれども、いつごろまでかかりそうですか。

○ 東恩納寛政 議長 金城正明建設課長。

○ 金城正明 建設課長 ただいまの質疑についてお答えします。

3ページのほうの他会計からの出資による収入ですね、これについては一般会計から繰り入れされて、収益的収入のほうに入った金額です。これは補正後の金額です。これまで水道の施設はかなり整備をできております。配水池を含めて、ろ過池とか、そういった施設は整備してきておりますが、末端の配管がまだ耐用年数が今後出てくるものがありますので、これについては平成29年度から計画を始めて、10年間の計画をまた新たにつくってから事業を進めていく予定でおります。どうしても耐用年数がきて、老朽化していた場合には管の破損とか、そういうものも出てきますので、これを更新していく計画で今後は進めていくことになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 前に工事をして、2回目の工事と思うんですけれども、この耐用年数は何年と捉えているのか。それによって減価償却費の金額も変わってくると思うんですけれども、20年なのか、30年をめどに配管は切りかえをするのか。羽地大川もあちこち老朽化して、水漏れしていますので、飲料水ですので、何年ごとに配管の寿命として計算して、次の工事に向けていくのかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 金城正明建設課長。

○ 金城正明 建設課長 ただいまの質疑についてお答えします。

耐用年数の件ですが、これは建設した年度で耐用年数が変わってきますが、例えば建物については最大で38年、これからずっと経過して行って、耐用年数の年数が下がっていくような形になります。あと構築物については最大で60年ですね、耐用年数があります。それから機械及び装置としては最大で20年、それから工具機具及び備品としては6年、こういった耐用年数の年数は変わってきますが、そういうものを建設する時期によって年数が変わってきますので、これをこの年度で全部計算して減価償却として計上していく形になります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後3時23分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午後3時24分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第30号 平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について」を採決します。お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「異議なし」と認めます。

したがって、「議案第30号 平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(散会時間 午後3時25分)